

とっこう
「特高支援金（第5弾）」の申請受付を4月1日（水）から開始します
～特別高圧受電事業者の電気料金の負担を軽減～

特別高圧の契約で受電し、電気料金の高騰に直面する中小企業者等に対し、支援金を支給します。

支援金の名称

長野県特別高圧受電事業者電気料金負担軽減支援金（通称：**とっこう支援金**）

支援対象者・支援金額 等

	支援対象者	支援金額	支援金上限額
1	小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、 長野県内の事業所 （公立施設、発電施設を除く。）で事業を行う 中小企業者 ^{※1、2}	令和8年1月から3月までの電気使用量に対し、次の単価を乗じた額の合計 ・2.3円/kWh（令和8年1月、2月） ・0.8円/kWh（令和8年3月）	1事業者あたり 1,900万円
2	小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結し、 長野県内の大型商業施設 （大規模小売店舗立地法で規定する届出施設に限る。）を 運営又は管理する者 ^{※3}	令和8年1月から3月までのいずれか、かつ申請日時時点で当該商業施設に入居し、支援金の分配が可能なテナント事業者数に 1万円 を乗じた額	—

※1 上記1の支援対象者において、主たる事業が農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業の方は、対象外となります。

※2 上記1の支援対象者において、「みなし大企業」は対象外となります。

※3 上記2の支援対象者において、特別高圧の電力需給契約を締結した者から商業施設の運営又は管理業務を受託している者も対象となります。

受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）まで

支援金詳細・申請方法 等

県ホームページを参照いただくか、問合せ先までご連絡をお願いします。

（個別に「申請様式の提供」及び「申請サポート」を行います）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/tokko.html>



長野県公式 LINE にご登録ください！

「事業者サポート」に囚ひついでいただくと
 産業支援情報を受け取ることができます。
 登録は**こちらから** ⇒



（問合せ先）

担 当：産業労働部 経営・創業支援課
 中小支援係 **三島、石坂**

電 話：026-235-7195（直通）
 026-232-0111（代表） 内線 2957

E-mail：keieishien@pref.nagano.lg.jp